

木造住宅の耐震改修工事補助制度の概要

1. 補助対象建築物

次のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1)原則として昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築されたもので現に居住している又はこれから居住しようとするもの。(建築確認の大阪府受付日が昭和56年5月31日のものも可)
- (2)所定の耐震診断を行った結果、その数値が1.0未満であるもの。

注：補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていなければならない。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当するもの。

- (1)補助対象建築物を所有する個人
- (2)直近の住民税の課税所得金額が5,070,000円未満の者
- (3)補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

3. 補助対象経費

一定の基準に基づく耐震改修工事に要する費用(必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。以下同じ)及び耐震改修計画の作成に要する費用

4. 補助金の額等

次の(1)又は(2)のうち、いずれか少ない額(ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (1)耐震改修工事に要する費用及び耐震改修計画の作成に要する費用。ただし、耐震改修工事に要する費用は、10分の8を限度とする
- (2)600,000円(長屋又は共同住宅にあっては、1戸当たり600,000円として算出して得た額)

5. 補助の対象となる工事

上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるためのもの(評点が0.7未満のものについては、耐震改修工事後の数値を0.7以上)で耐震改修計画に基づいて行う工事(耐震改修技術者により工事監理、耐震改修工事施工者により工事が行われたものに限る。)及び公的機関の実験等によりその性能が確認されたシェルター設置等工事をいう。

6. 注意事項

※補助金の交付には、一定の要件があり、また予算の範囲内においての交付となりますので予めご了承ください。

※申し込みにあたっては、耐震改修着手前に市が工事計画の確認等を行う必要がありますので、希望される方は必ず事前に担当部署にお問い合わせ下さい。

※補助金の交付決定前に耐震改修の契約および着手をされた場合は補助できませんのでご注意ください。

【 用 語 】

- 耐 震 診 断：「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」等。
- 上部構造評点：耐震診断による総合評価で、極めて稀にしか発生しない大地震（震度 6 強から 7 程度）での倒壊の可能性について判定されたもの。
- 耐震改修計画：耐震改修技術者が作成した耐震改修のための計画。
- 耐震改修技術者：社団法人大阪建築士会が主催する平成 24 年度以降の講習会を受講し受講修了者名簿に登録されているか、一般財団法人日本建築防災協会が主催する平成 24 年度以降の講習会の受講修了者で建築士であるもの。